

伊 勢 市 公 報

第 267 号
平成 28 年 12 月 20 日
火 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 道路の区域変更について	2
○ 道路の供用開始について	3
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	4
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	5
上下水道事業告示	
○ 伊勢市公共汚水ます等設置要綱の一部を改正する告示	6
○ 伊勢市公共下水道事業区域外流入に関する取扱要綱の一部を改正する告示	14
○ 伊勢市土地開発事業に係る公共下水道施設工に関する指導要綱の一部を改正する告示	18
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	23
○ パブリックコメントの結果公表について	24
○ 所有者の判明しない猫の引取りについて	25
○ 認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告について	26
○ 所有者の判明しない猫の引取りについて	29
○ 伊勢都市計画の案の縦覧について	30
上下水道事業公告	
○ 伊勢都市計画事業の図書の写しの縦覧について	31
○ 公共下水道事業受益者負担金の平成 29 年度賦課対象区域について	32
公 表	
○ 平成 28 年度定期監査結果の公表について	34

伊勢市告示 127 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 12 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	中村 12 号線	中村町字漆シ 1342 番 5 地内から 中村町字漆シ 1344 番 6 地内まで	旧	5.0	95.7
			新	5.0～6.5	84.1

伊勢市告示第 128 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 28 年 12 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中村 12 号線	中村町字漆シ 1342 番 5 地内から 中村町字漆シ 1344 番 6 地内まで	平成 28 年 12 月 12 日

伊勢市教育委員会告示第 14 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 28 年 12 月 15 日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 平成 28 年 12 月 21 日（水）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1 ・ 2 会議室
- 3 会議に付する事件

議案第 39 号 伊勢市立の小学校及び中学校の就学すべき学校の指定に
関する規則の一部改正について

伊勢市選挙管理委員会告示第 58 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 28 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,177 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,142 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,283 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 108,848 人

伊勢市公共汚水ます等設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 28 年 12 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

上下水道事業告示第 37 号

伊勢市公共汚水ます等設置要綱の一部を改正する告示

伊勢市公共汚水ます等設置要綱（平成 17 年上下水道事業告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）伊勢市長

申請者 （建物所有者）	住所 氏名 電話	—	—	⑩
土地所有者 又は権利者	住所 氏名 電話	—	—	⑩

公共汚水ます等設置保留申請書

伊勢市公共下水道の公共汚水ます等の設置について、下記のとおり設置の保留を申請します。

なお、申請に当たりましては、下記の確認事項を遵守します。

記

1 申請地（建物所在地）

2 建物及び土地の状況

3 確認事項

4 添付書類
建物状況写真

様式第2号を次のように改める。

様式第3号を次のように改める。

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住 所
申請者 氏 名 ⑩
（電話 — — ）

公共汚水ます等設置（変更・廃止）許可申請書

伊勢市所管の公共下水道に公共汚水ます等の設置（変更・廃止）の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

設置（変更・廃止）場所	伊勢市
設置（変更・廃止）目的	
公共汚水ます等の名称、規模、構造等	
工 事 予 定 期 間	着工 年 月 日 完了 年 月 日
施 工 業 者	住所（所在地） 名称（商号） 代表者
添 付 書 類	1 位置図（縮尺2,500分の1以上） 2 平面図（縮尺500分の1以上） 3 断面図（縮尺100分の1以上）
確 認 事 項	1 公共汚水ます等の設置（変更・廃止）については、自費で施工いたします。 2 施工に当たっては、道路管理者及び公共下水道管理者の指示に従います。

（注）添付書類は2部提出してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の伊勢市公共污水ます等設置要綱に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市公共下水道事業区域外流入に関する取扱要綱の一部を改正する
告示を次のように定める。

平成 28 年 12 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

上下水道事業告示第 38 号

伊勢市公共下水道事業区域外流入に関する取扱要綱の一部を改正する告示

伊勢市公共下水道事業区域外流入に関する取扱要綱（平成 17 年上下水道事業告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改める。

様式第 1 号を次のように改める。

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
申請者 氏名 (印)
(電話 — —)

伊勢市公共下水道区域外流入許可申請書

公共下水道処理区域外の汚水を公共下水道へ排除したいので、下記のとおり申請します。
なお、区域外流入に当たり、伊勢市公共下水道事業区域外流入に関する取扱要綱の規定を遵守します。

記

	所在地	地番	地積	所有者
申請地（公共汚水ます等（注1）及び排水設備（注2）の設置場所）				
予 定 排 水 量	予定排水人口（又は居住予定人数） 人 1箇月当たりの予定排水量 m^3 / 月			
汚水発生予定日	年 月 日			
添付書類	1 公図の写し 2 登記事項証明書 3 建築確認申請書の写し 4 その他必要な書類			
備考				

（注1）公共汚水ます等…公共汚水ます及び取付管のこと。

（注2）排水設備…各家庭や事業所から出る汚水を公共汚水ますを通じて公共下水道に排除するための汚水管や汚水ますのこと。

※申請者が法人の場合は、氏名の欄に名称及び代表者氏名を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の伊勢市公共下水道事業区域外流入に関する取扱要綱に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市土地開発事業に係る公共下水道施設工に関する指導要綱の一部
を改正する告示を次のように定める。

平成 28 年 12 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

上下水道事業告示第 39 号

伊勢市土地開発事業に係る公共下水道施設施工に関する指導要綱の
一部を改正する告示

伊勢市土地開発事業に係る公共下水道施設施工に関する指導要綱（平成
17 年上下水道事業告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
 申請者 氏名 ⑩
 （電話 — — ）
 住所
 申請代理人 氏名 ⑩
 （電話 — — ）

土地開発事業区域内公共下水道施設工事計画書

土地開発事業区域内公共下水道施設の工事計画の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

土地開発事業区域の所在地	伊勢市
土地開発事業の概要	
土地開発事業区域内道路の種別	
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施工業者	住所（所在地） 名称（商号） 代表者
汚水発生予定日	年 月 日
添付書類	1 位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上） 2 平面図（縮尺 500 分の 1 以上） 3 縦断図（縮尺 V=100 分の 1 以上 H=500 分の 1 以上） 4 横断図（縮尺 100 分の 1 以上） 5 構造図（縮尺 20 分の 1 以下） 6 使用材料簿 7 その他必要な書類
備考	

（注）申請者が法人の場合は、氏名の欄に名称及び代表者氏名を記入してください。

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所
申請者 氏名 (電話 - -) 印
住所
申請代理人 氏名 (電話 - -) 印

土地開発事業区域内公共下水道施設工事完了報告書

土地開発事業区域内公共下水道施設の工事が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

土地開発事業 区域の所在地	伊勢市	
完了日	年 月 日	
施工業者	住所（所在地） 名称（商号） 代表者	
竣工書類	1 位置図（縮尺 2,500 分の 1 以上） 2 平面図（縮尺 500 分の 1 以上） 3 縦断図（縮尺 V=100 分の 1 以上 H=500 分の 1 以上） 4 横断図（縮尺 100 分の 1 以上） 5 構造図（縮尺 20 分の 1 以下） 6 工事写真（工程のわかるもの） 7 公共污水ます等設置票 8 カメラ調査結果 9 出来形管理資料 10 その他必要な書類	
特記事項	1 当該下水道施設は、完了検査の終了後、市に寄附します。 2 当該土地の公共下水道利用の地役権を認め、必要なときは当地役権の設定登記に応じます。	
完了検査確認欄（記入しないでください。）		
検査年月日	年 月 日	
検査結果 （指示事項）		
※再検査日	年 月 日	
検査員職氏名	印	印

（注） 1 申請者が法人の場合は、氏名の欄に名称及び代表者氏名を記入してください。
2 工事完了後、速やかに提出してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 12 月 14 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の伊勢市土地開発事業に係る公共下水道施設施工に関する指導要綱に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市公告第 106 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 107 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver.2.0（素案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 28 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 素案の題名
伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver.2.0（素案）
- 2 素案の公告日
平成 28 年 6 月 28 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 素案の修正内容
なし

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 108 号

所有者の判明しない猫の引取りについて

次の猫を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 35 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により引取りをした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので公告します。

平成 28 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 引取りした猫

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	朝熊町	猫	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	

2 引取りした日 平成 28 年 11 月 30 日

3 収容期限 平成 28 年 12 月 5 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 109 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 38 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 28 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

高向区

(2) 区域

大字高向区区域内

(3) 主たる事務所

伊勢市御菌町高向 2589 番地 1

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
宅地	426.27 ㎡	伊勢市御菌町高向字北之世古 2589 番 1
宅地	287.60 ㎡	伊勢市御菌町高向字南世古 2657 番
山林	647.00 ㎡	伊勢市御菌町高向字下千田 551 番
宅地	82.64 ㎡	伊勢市御菌町高向字下千田 552 番
宅地	545.45 ㎡	伊勢市御菌町高向字下千田 556 番

宅地	251.23 m ²	伊勢市御菌町高向字下千田 557 番
宅地	99.17 m ²	伊勢市御菌町高向字西新出 2320 番
宅地	82.64 m ²	伊勢市御菌町高向字西新出 2337 番
宅地	145.45 m ²	伊勢市御菌町高向字西新出 2338 番
宅地	489.25 m ²	伊勢市御菌町高向字西新出 2375 番
宅地	201.65 m ²	伊勢市御菌町高向字東新出 2416 番
宅地	155.37 m ²	伊勢市御菌町高向字東新出 2417 番
宅地	198.34 m ²	伊勢市御菌町高向字東新出 2418 番
宅地	335.71 m ²	伊勢市御菌町高向字北之世古 2529 番 1
宅地	39.66 m ²	伊勢市御菌町高向字北之世古 2552 番
宅地	145.45 m ²	伊勢市御菌町高向字北之世古 2555 番
宅地	132.23 m ²	伊勢市御菌町高向字北之世古 2556 番
宅地	195.00 m ²	伊勢市御菌町高向字北之世古 2563 番 1
宅地	170.81 m ²	伊勢市御菌町高向字北之世古 2565 番 1
宅地	409.91 m ²	伊勢市御菌町高向字北之世古 2566 番
宅地	548.76 m ²	伊勢市御菌町高向字北之世古 2567 番
宅地	152.29 m ²	伊勢市御菌町高向字北之世古 2581 番 1
宅地	89.25 m ²	伊勢市御菌町高向字北之世古 2591 番
宅地	69.42 m ²	伊勢市御菌町高向字南世古 2647 番
宅地	208.26 m ²	伊勢市御菌町高向字南世古 2660 番
宅地	317.35 m ²	伊勢市御菌町高向字南世古 2669 番
宅地	61.49 m ²	伊勢市御菌町高向字南世古 2673 番 2
宅地	102.57 m ²	伊勢市御菌町高向字南世古 2674 番
宅地	177.75 m ²	伊勢市御菌町高向字南世古 2680 番
宅地	486.44 m ²	伊勢市御菌町高向字南世古 2681 番

山林	161.00 m ²	伊勢市御菌町高向字下三本松 1373 番 1
----	-----------------------	------------------------

(2) 表題部所有者又は登記名義人に関する事項

氏名又は名称	住所	共有持分
曾野 與三松	度会郡御菌村大字高向 2407 番地	5 分の 1
中村 藤太郎	度会郡御菌村大字高向 26 番屋敷	5 分の 1
曾野 武右衛門	度会郡御菌村大字高向 36 番屋敷	5 分の 1
曾野 勘九	度会郡御菌村大字高向 34 番屋敷	5 分の 1
北村 莊太郎	度会郡御菌村大字高向 86 番屋敷	5 分の 1

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

平成 28 年 12 月 2 日から平成 29 年 3 月 2 日まで

5 異議申出の方法

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類を伊勢市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

伊勢市御菌町長屋 1221 番地
伊勢市環境生活部市民交流課
電話 0596-21-5563

伊勢市公告第 110 号

所有者の判明しない猫の引取りについて

次の猫を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 35 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により引取りをした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので公告します。

平成 28 年 12 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 引取りした猫

番号	保護場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	二俣 1 丁目	猫	雑種	白茶	不明	中	91 日 以上	

2 引取りした日 平成 28 年 12 月 5 日

3 収容期限 平成 28 年 12 月 8 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 111 号

都市計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第17条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第17条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

平成28年12月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画第一種市街地再開発事業
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課
二見総合支所生活福祉課
小俣総合支所生活福祉課
御園総合支所生活福祉課
伊勢市立伊勢図書館
- 4 縦覧期間
自 平成28年12月13日（火）
至 平成28年12月27日（火）
- 5 問い合わせ先
伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市上下水道事業公告第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成28年12月9日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

流域関連伊勢市公共下水道

2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

伊勢市上下水道事業公告第5号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成29年度賦課対象区域を定めたので公告します。

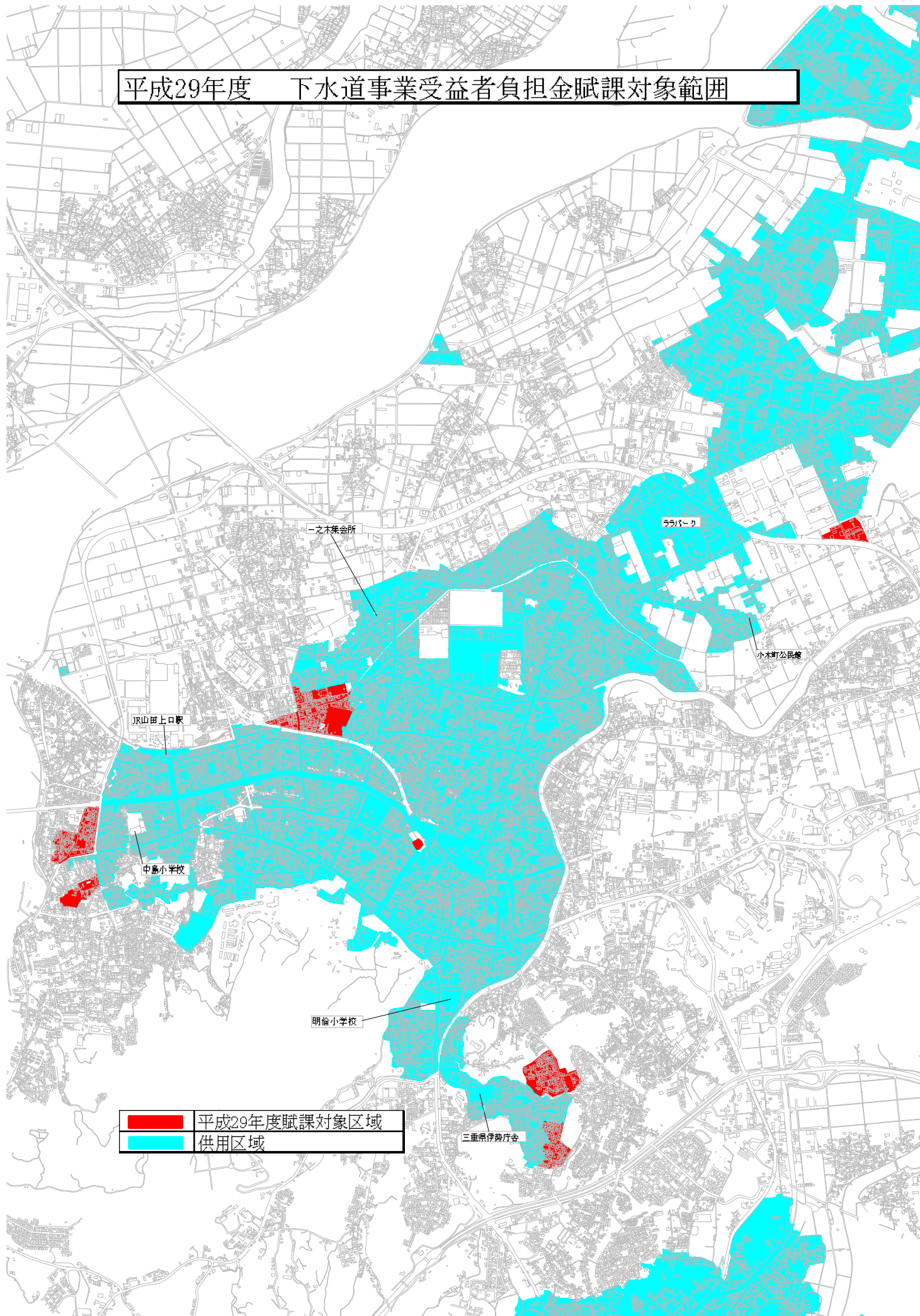
平成28年12月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成29年度賦課対象区域

- 1 いせ第2負担区
宮後1丁目の一部
- 2 いせ第3負担区
大世古3丁目、大世古4丁目、曾祢2丁目、勢田町の各一部
- 3 いせ第4負担区
辻久留1丁目、中島2丁目、竹ヶ鼻町、勢田町の各一部

平成29年度 下水道事業受益者負担金賦課対象範囲



伊勢市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成 28 年 12 月 6 日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	鈴	木	豊司

平成 28 年度

定期監査結果報告書（前期）

伊勢市監査委員

目 次

定	期 監 査	1 頁
1	実施期間及び対象箇所	1 頁
2	定期監査の対象事務	1 頁
3	監 査 の 方 法	2 頁
4	監 査 の 主 眼	2 頁
5	監 査 の 結 果	2 頁
	検 査 室	3 頁
	総 務 部	3 頁
	危 機 管 理 部	4 頁
	情 報 戦 略 局	4 頁
	環 境 生 活 部	5 頁
	健 康 福 祉 部	5 頁
	産 業 観 光 部	7 頁
	御 菌 総 合 支 所	8 頁
	会 計 課	8 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	8 頁
	議 会 事 務 局	9 頁
	監 査 委 員 事 務 局	9 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	9 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	10 頁
6	む す び	10 頁
工	事 監 査	11 頁

平成 28 年度定期監査結果報告書（前期）

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項及び 2 項の規定に基づき実施した監査について、その結果を次のとおり報告する。

平成 28 年 12 月 6 日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
 伊勢市監査委員 中 井 豊
 伊勢市監査委員 鈴 木 豊 司

1 実施期間及び対象箇所

平成 28 年 10 月 18 日から平成 28 年 11 月 9 日まで

実施年月日	対 象 箇 所
平成 28 年 10 月 18 日	検査室 宮本支所 大湊支所 浜郷支所
平成 28 年 10 月 19 日	総務課 管財契約課 職員課 収納推進課
平成 28 年 10 月 20 日	課税課 危機管理課 防災施設整備課 広報広聴課
平成 28 年 10 月 21 日	財政課 情報調査室 介護保険課 清掃課
平成 28 年 10 月 24 日	戸籍住民課 企画調整課 人権政策課 議会事務局
平成 28 年 10 月 25 日	市立伊勢総合病院 会計課
平成 28 年 10 月 27 日	医療保険課 秘書課 地域包括ケア推進課 生活支援課
平成 28 年 10 月 28 日	福祉総務課 こども課 高齢・障がい福祉課 商工労政課
平成 28 年 10 月 31 日	観光振興課 観光誘客課 産業観光部現地視察(農林水産課 水産物移動販売車導入事業)
平成 28 年 11 月 1 日	高城保育園 五峰保育園 大世古保育所 きらら館(保育所・子育て支援センター)
平成 28 年 11 月 2 日	御菌総合支所生活福祉課 農業委員会事務局 農林水産課 選挙管理委員会事務局
平成 28 年 11 月 8 日	環境課 市民交流課 健康課 監査委員事務局
平成 28 年 11 月 9 日	宮川・沼木統合中学校(仮称)建設工事(校舎 建築工事)

2 定期監査の対象事務

平成 28 年度(4 月から 9 月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ)における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、定期監査を実施した。

3 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の審査を事務局職員が行った。

4 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

5 監査の結果

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたってはほぼ滞りなく進められている。事務処理に軽微なミスは見受けられるものの、おおむね適正に執行されていると認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりである。監査時に気付いた簡易な事項についてはその都度口頭で指摘し、改善を必要とする項目については是正を指示した。

(全般的共通事項)

(1) 事務事業においては進捗状況を確認し、予算の執行については、関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたので、その場において是正するよう指示したところであるが、それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めるものである。

今後とも市民の求めるニーズを的確に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。

(2) 市債権の滞納は、財源確保及び市民の負担の公平性・公正性の観点から懸念するところである。歳入確保は財政上の重要な課題であり、有効な未収金対策に取り組まれるよう望むものである。

(3) 事務補助団体の経理事務において、その処理方法が一部不備な取り扱いが見受けられた。適正な事務処理をされたい。

また、補助金交付については、補助金等交付規則に基づき、その適否(公益性、必要性、目的、効果)を検証するとともに、実績報告の審査にあたっては、より一層厳正に精査されたい。

(4) 時間外勤務については、一向に減少しない部署、増加した部署、積極的に削減に努めた部署というようにばらつきが見受けられた。また増加要因として、サミット関連業務、選挙事務、庁舎改修移転事務とする説明があった。こうした増加理由については理解もするが、法令の趣旨や職員の健康管理の観点から非常に懸念される場所である。働き方や人員の配置に工夫をこらし、削減に努められたい。

(5) 文書事務については、鉛筆書き、訂正の押印漏れ、收受印漏れ、收受日誤り、收受及び起案文書のシステム項目の入力漏れなどが散見された。

文書は記録の保存、責任の明確化等の観点から重要であり、適正な行政運営にとって必要なものである。職員一人ひとりが関係規定を理解し適正な処理をされたい。

(6) 研修会、先進地視察等の復命書において、期限内に作成されていないもの、作成日がないもの、押印漏れなどが散見された。

復命書は得られた情報・知識や経験の記録であり、情報の伝達や共有の意味合いもある。出張者のみに留まらず部内での有効な活用に努められたい。

(7) 会計処理において、資金前渡や概算払いの精算処理が期限内にされていないものが見受けられた。資金前途は現金を取り扱うものであり、事故を防止する観点からも早期に事務処理をされたい。

(各課・室に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

総 務 部

総務課 職員課 管財契約課 課税課 収納推進課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【総務課】

意見

(1) 地方制度調査会で内部統制を制度化する答申が出ている。全ての長に内部統制体制を整備、運用する権限と責任があることを明確化したものである。今後予想される法改正に合わせ、内部統制の基本的な方針を作成し、体制を整えることを検討されたい。

【職員課】

指摘事項

(1) 消防団員の兼職許可手続きにおいて、一部に不備が見受けられた。適正な事務処理をされたい。

意見

(1) 職員構成のなかで、嘱託・臨時職員の比率が上がってきており、実質的な人件費が見えづらくなっている。嘱託・臨時職員のあり方について一考願いたい。

(2) 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画が、実際の採用や登用に反映されていない。策定

指針に基づき、目標を持った取組みをされたい。

【課税課】

指摘事項

(1) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、業務の更なる見直しを図り、削減されたい。

また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

危機管理部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

情報戦略局

秘書課 情報調査室 企画調整課 財政課 広報広聴課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【秘書課】

指摘事項

(1) タクシー使用券において、金額が訂正されたもの、番号付番順に使用されていないものが見受けられた。注意をもって使用をされたい。

【情報調査室】

意見

(1) 窓口業務の民間委託において、住民サービスの向上はもとより、業務の効率化や費用対効果の検証を願いたい。

【企画調整課】

指摘事項

(1) 職員出張旅費が5ヵ月後に支出されているものがある。適正な会計処理をされたい。

【財政課】

意見

(1) 基金において、長期の債券での運用を行っているが、マイナス金利施策のもとでは金利の変動率が高い。金利の動向に注視し対応願いたい。

環 境 生 活 部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 清掃課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【市民交流課】

指摘事項

- (1) 領収書綴において、通し番号の付番誤りのため切り取られているものが見受けられた。領収書の取扱いについては、不正防止の観点から適正な事務処理をされたい。
- (2) 事務補助団体の経理において、旅費のまとめ払い、日当の戻入で伝票と通帳入金額が違うもの、立替払い、経理簿が作成されていないもの、出展料金が未収のものが見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。

意見

- (1) まちづくり協議会は自主性、自立性を重んじ、発揮する地域自治の仕組みとして発足した。
しかし、多額の公費を投入しており、その透明性の確保のため、監査機能を設けることを義務付ける必要性について考慮されたい。

【戸籍住民課（各支所を含む）】

意見

- (1) 各支所の来所者や取扱い業務には大きな差がみられる。将来の人口減少も見据えて、支所のあり方について検討をされたい。

【人権政策課】

指摘事項

- (1) 收受文書において、文書管理システムで收受処理されていないものが多数見受けられた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

【環境課】

意見

- (1) 墓地管理手数料において、長期間回収できないものがある。有効な未収金対策に取り組まれたい。
- (2) 環境汚染調査結果をホームページで公表しているが、公表数値の良否がわかりづらい。表記方法を工夫されたい。

健 康 福 祉 部

健康課 医療保険課 介護保険課 地域包括ケア推進課 生活支援課 福祉総務課 こども課
高齢・障がい福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われている

と認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【地域包括ケア推進課】

指摘事項

- (1) 文書において、決裁が供覧で処理されているもの、收受処理がされていないもの、通知日あるいは提出日が決裁前の日付になっているものが見受けられた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 領収書綴において、書き損じ部分を切り取り破損処理しているものが見受けられた。領収書の取扱いについては、不正防止の観点から適正な事務処理をされたい。
- (3) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、業務の更なる見直しを図り、削減されたい。
また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

【生活支援課】

指摘事項

- (1) 通知文書の起案において、起案書と通知文の発送日が異なるもの、発送日が起案日前の日付になっているものが多数見受けられた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 生活保護費において、返還金未納額が多数ある。有効な未収金対策に取り組まれたい。

【こども課（各保育所を含む）】

意見

- (1) 利用者の負担の公平性の観点から、保育料未収金対策の取組み強化を望むものである。
- (2) 保育士不足による園児受入れを制限せざるを得ない実態がある。一方、保育所現場では幼児保育への高い意欲が見受けられた。保育士確保の工夫への一層の努力をお願いしたい。
- (3) 看護師が未配置の保育所が 1 施設ある。配置基準上は義務付けられていないが、園児の健康上の安全安心のため配置を考慮願いたい。

【高齢・障がい福祉課】

指摘事項

- (1) 收受文書において、文書管理システムで收受処理されていないものが見受けられた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、業務の更なる見直しを図り、削減されたい。
また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準

化をされたい。

意見

- (1) 障害者差別解消法に定められた障がい者への合理的配慮の事項を、市施設の運営委託の契約書・仕様書に全庁的に入れることを周知徹底されたい。

産 業 観 光 部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【商工労政課】

意見

- (1) お伊勢さん菓子博 2017 では、職員を派遣し、資金も支援している。地元の事業者が出展できるスペースを設け、その商品PRに努められたい。

【農林水産課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体の経理において、収入伝票及び経理簿が作成されていないものが見受けられた。事務補助団体とはいえ公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。
- (2) 地産地消の店認定委員会の業務対象は、地方自治法で定める附属機関に該当すると思われる。条例化を検討されたい。

【観光振興課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体の経理において、領収書の日付の記載漏れ、立替払い、旅費の支出起案がないもや受領書がないもの及び支出先の記載がないものなど不備な取り扱いが見受けられた。公務として事務局を担っていることから、適正な事務処理をされたい。
- (2) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、業務の更なる見直しを図り、削減されたい。
また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

意見

- (1) おもてなしの一環として喫煙所が設置されたが、現在、検討されている改正健康増進法において、駅は受動喫煙防止対策の規制対象として検討されている。法改正の動向に注視して対応されたい。

【観光誘客課】

指摘事項

(1) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、業務の更なる見直しを図り、削減されたい。

また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

意見

(1) 観光施策への予算投入は事業効果が見えにくい部分がある。企画や事業には数値目標を設定の上、費用対効果を評価し、検証する手段を組み込むことを検討されたい。

御 菌 総 合 支 所

生活福祉課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

また、指摘事項については特に認められなかった。

意見

(1) 地域審議会の開催状況を見る限り、当初の設置目的は果たされたものと思われる。設置期間が5年間延長されており、審議事項を拡げ対応することを勧めたい。

会 計 課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

また、指摘事項については特に認められなかった。

意見

(1) 基金の一部を長期の債券で運用しているが、マイナス金利施策のもとでは金利の変動率は高い。債券価格を充分把握し、保管に努めていただきたい。

市立伊勢総合病院

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

また、意見については特に認められなかった。

指摘事項

- (1) 收受文書において、文書管理システムで收受処理されていないものが見受けられた。文書管理規程に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 資金前渡の精算において、領収日の記載が漏れているもの、原本確認に日付や確認印のないものが見受けられた。適正な会計処理をされたい。
- (3) 業務委託において、特命とする理由が不明確なものが見受けられた。適正化を図られたい。
- (4) 災害用の非常備蓄品は一定期間保存をするのならば、流動資産として記帳すべできある。適正な会計処理をされたい。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

監 査 委 員 事 務 局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 復命書において、期限内に作成していないものが見受けられた。職員服務規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 公営企業会計基準の改正や新公会計制度の導入等により、職員の専門性が一段と求められている。その確保のための創意工夫を考慮されたい。
- (2) 内部統制体制の整備が求められている。今後の法改正に合わせ、監査の体制強化を図られたい。

農 業 委 員 会 事 務 局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については特に認められなかった。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。
また、意見については特に認められなかった。

指摘事項

(1) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。職員の心身の健康に配慮するとともに法令の趣旨に則り、業務の更なる見直しを図り、削減されたい。

また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

6 むすび

人口減少時代を迎え、また業務量が増大、複雑化するなか、住民サービスの維持向上を図るためには、効率ある事務事業の構築と職員の自己研鑽が求められる。そして、最少の経費で最大の効果を挙げるコスト意識も大切となる。

今回の監査でも、基礎的知識の欠如による間違いや単純ミスが数多く見受けられたが、全職員自らが規範に忠実であり、情報を共有するとともに、内部統制体制の早期確立に期待するところである。

なお、職員の勤務状態にあっては、一部に健康管理上危惧する状況が見受けられたので、法令の遵守、業務の改善、ワークライフバランスに配慮されることを強く望む。

工事監査

1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
平成 28 年 11 月 9 日	宮川・沼木統合中学校（仮称）建設工事（校舎 建築工事）	教育総務課

2 監査の方法

平成 28 年度施行の工事のうち、大規模かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なため、協同組合 総合技術士連合に技術士の派遣を求め、書類審査及び現地調査を依頼するとともに、技術士に同行して監査を実施した。

3 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については 4 に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象工事担当外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

意見

(1) 建設業退職金共済制度の掛金額収納に伴い元請業者に受け渡される証紙は、それを必要としている作業者の所持手帳に添付されねばならない。元請業者の監理技術者から上記手帳の複写の提出を受けて、その数量確認を工期中に数回実施することが望まれる。ダンプ車やミキサー車の運転手についても、その雇用関係を確認して対処しておくのが良い。

また、下請業者から辞退届が出ている場合は、その理由の根拠となる保証会社への加入証等の同時提出を受けて確認されたい。

(2) 監査前日は雨天であり校舎回りが、かなり、ぬかるんでいた。土足で泥を上げるので作業場全体に砂埃が多い。整地のために既設排水溝を一時除去しているからとのことであるが、16カ月も続く工事であり、当初に場所を選んで有孔管を埋める等の仮排水溝対策も必要であった。

4 工事技術調査結果報告書の概要

(1) 総合所見

工事の関係書類の提示を求め、校舎建築工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工・管理・監理（監督）・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について関係者に質疑し、回答を求め、検分・吟味を行った。

伊勢市の工事関係書類は、請負業者の工事関係書類も含めて、工事の進捗に合わせて良好に整理ができており、現場の施工状況も概ね良好である。

調査できた範囲内での確認事項、補足的説明、今後の検討要請、今後の技術への反映事

項等については、各工事の関連する章・節に記述する。



完成後の校舎全体の外観イメージ図（現時点では未完成のため作図したもの）。写真右上方向が北、校舎南側に運動場、その西側に体育館、その西側にはテニスコートが続く。屋上中央にはトップライト、太陽光発電パネルを設置。



完成後の正面外観イメージ図。校舎の正門側（北面）を北西側から眺望。表玄関から運動場が直視でき、中央ホールと直結した表玄関外側の階段部には広く屋根を設けて、音楽会、合同行事、イベント開催にも便利。



平成 28 年 1 月 14 日
現在

1. まず地盤調査をして、支持層が約-10m 以深にあることを確認。
2. 直接基礎の底面となる約-2m から以深-10m までを強固に改良する。
2. 約-2m まで掘削し、そこから鉄筋コンクリートで基礎を構築する。



平成 28 年 3 月 1 日現在

1. まず砕石を 10cm 敷き、その上に均しモルタルを 5cm 敷く。
2. そこから基礎梁、底版、柱の配筋開始。
3. 梁、底版が完成、柱がある程度立ち上がると、梁天端まで第 1 回目のコンクリートを打設する。



平成 28 年 11 月 18 日現在

躯体コンクリートを打設完了。

これから、躯体の全表面を点検し、補修整形する。

その後に内装（軽鉄での間仕切り、石膏ボード・合板等で壁）、外装（塗装、屋上防水等）を施工。



平成 28 年 11 月 18 日現在

1 階北側の長手方向直線通路部。

外装が開始された直後の状況。

外壁の腰部分にタイル、コンクリート打放し部にクリヤー塗装を施工。

(2) 工事の概要

ア 工事概要

(ア) 経緯

地域社会に密接している小・中学校施設は次代を担う児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、「災害対策拠点」・「避難収容施設」として優先的に整備すべき公共施設である。国の指導ではおおむね平成 27 年度末までに耐震化率 100%達成が目標とされていた。

宮川中学校の校舎については、平成 16 年度に実施した耐震診断結果をもとに耐震化を行っているが、平成 26 年度に実施した耐力度調査により危険校舎としての認定がされ、建て替える必要が生じていた。

一方近年では他市の例に洩れず、伊勢市でも少子化の進行により学校の小規模化が進行して、クラス員数減で以下に例示する教育環境への様々な課題が生じている。

- a 合唱・サッカー・部活など集団意識の育成活動が成立しなくなっている
- b 様々な個性との出会いが無く、価値観の多様性に気付くことが難しくなっている

この課題を解消し望ましい教育環境の構築及び教育の質の充実を目的とし、平成 23 年に『伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画』(案)を策定した。

これらの事情を鑑みて、この度、宮川地区と沼木地区の中学校を合併する計画を立案し、平成 25~27 年度前半にかけて計画・設計・旧宮川中学校校舎の取り壊し・仮校舎の設置等を完了し、平成 27 年度後半からその統合校舎の建て替え工事を開始、平成 29 年度の開校に向けて整備している。

沼木地区からはバス通学となるが、当初の 5 年間のみが 50%の国庫補助がつく。

当該建て替え工事全体の事業費(税込)は約 30 億円、その構成は以下のものであり、それぞれ別発注としている。当該技術調査の対象とする工事範囲は、このうちの a のみである。

a 校舎 建築工事	1,725,840,000 円 (国庫補助 1/2)	・・・堀崎・吉川特定建設工事共同企業体
b 校舎 電気設備工事	235,440,000 円 (国庫補助 1/2)	・・・植田・長谷川特定建設工事共同企業体
c 校舎 機械設備工事	254,880,000 円 (国庫補助 1/2)	・・・杉山・野村特定建設工事共同企業体
d 屋内運動場 建築工事	556,308,000 円 (国庫補助 1/2)	・・・西邦・宮本特定建設工事共同企業体
e 屋内運動場 電気設備工事	53,784,000 円 (国庫補助 1/2)	・・・(株)アガタ
f 屋内運動場 機械設備工事	11,333,520 円 (国庫補助 1/2)	・・・(株)エーエス設備工業
g 校舎付属棟整備工事	57,996,000 円	・・・堀崎・吉川特定建設工事共同企業体
h 屋内運動場付属棟整備工事	42,660,000 円	・・・西邦・宮本特定建設工事共同企業体
i 太陽光発電及び非常用発電設備工事	36,720,000 円	・・・植田・長谷川特定建設工事共同企業体
合計	約 30 億円	

(イ) 契約概要

工事場所	伊勢市二俣4丁目地内		
財源区分	国庫補助率(50%) 県補助率() 起債充当率(95%)		
設計・予定額(税込)	1,920,240,000・1,920,240,000円		
契約額(税込)	1,725,840,000円 落札率(89.88%)		
最低制限額(税込)	1,440,018,000円 対設計額の比率 75.00%		
入札・契約方法	要件付一般競争(市内本店A~A・2~3者による特定建設工事共同企業体)		
契約日	平成27年10月7日(変更契約日 平成 年 月 日)		
工期	平成27年10月7日 ~ 平成29年2月17日		
請負人	名称 堀崎・吉川特定建設工事共同企業体 住所 三重県伊勢市竹ヶ鼻町206 代表者 株式会社 堀崎組 代表取締役社長 西岡 眞		
前払金	無	履行保証	172,584,000円
前払金保証証券	無	履行保証証券 無	建設業退職金共済掛金収納書 有
現場代理人	会社名 株式会社 堀崎組 1級建築施工管理技士 番号 B131003668		
監理技術者	会社名 株式会社 堀崎組 資格者証 番号 第00001225533号		
主任技術者	会社名 吉川建設 株式会社 1級建築施工管理技士 番号 B071003499		
請負業者加入保険	労働災害保険・建設工事保険		
工事の進捗状況・ 調査日施工状況	平成28年11月9日現在、実施60%、計画70%、 具体的説明:AW取付け 完了・内部 壁・天井の下地施工中		
工期変更 設計変更	無 無		

- a 3者応札、失格者なし、最低制限額/設計額=75%に対して、落札率89.88%、適正な入札状況である。この種の工事では、技術提案型総合評価方式を採用する等の工夫も必要である。最低制限額の公表については、算出方法を公表している。
- b 契約に必要な書類(契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人届、監理技術者届、施工計画書)等は完備されている。監理技術者は1級建築施工管理技士の有資格者であり適切である。
- c 建設業退職金共済制度の掛金額収納に伴い元請業者に受け渡される証紙は、それを必要としている作業者の所持手帳に添付されねばならない。
元請業者の監理技術者から上記手帳の複写の提出を受けて、その数量確認を工期中に数回実施することが望まれる。ダンプ車やミキサー車の運転手についても、その雇用関係を確認して対処しておくのが良い。
また、下請業者から辞退届が出ている場合は、その理由の根拠となる保証会社への加入証等の同時提出を受けて確認されたい。
- d 前払金は請求なし、履行保証金は現金で納入されているとのことである。
- e 建設工事保険証券の複写が提出されている。現在の内容は物損害(工事目的物)、工事関係者の災害に共に全て付保されていることを確認した。第三者賠償については確認しておかれない。

(ウ) 関連する委託業務・発注工事（金額は税込）

発注項目 受託企業名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	工期、 契約額、落札率
① 設計業務委託 綜企画・中村設計 特定設計業務共同企 業体				H26.9.19～H27.7.31 81,312,120円、75.0%
② 旧校舎取り壊し ・A工区 宮本建設(株) ・B工区 (株)西邦建設 ・C工区 朝日丸建設(株)	仮校舎建設			・A工区 H27.5.22～H27.10.5 73,905,480円、90.0% ・B工区 H27.8.7～H27.9.18 19,191,600円、87.6% ・C工区 H27.8.7～H27.9.18 10,650,960円、82.6%
③ 監理業務委託 ・重点監理 綜企画・中村設計特定 監理業務共同企業体 ・一般監理 木村設計(株)				H27.10.23～H29.3.2 ・重点監理 34,452,000円、98.3% ・一般監理 13,069,080円、75.0%
④ 校舎 建築工事 堀崎・吉川特定建設工 事共同企業体				H27.10.7～H29.2.17 1,725,840,000円、89.8%
⑤ 校舎 電気設備 工事 植田・長谷川特定建設 工事共同企業体				H27.10.7～H29.2.17 235,440,000円、96.8%
⑥ 校舎 機械設備 工事 杉山・野村特定建設工 事共同企業体				H27.10.7～H29.2.17 254,880,000円、94.4%
⑦ 屋内運動場 建 築工事 西邦・宮本特定建設工 事共同企業体				H27.12.22～H29.2.17 556,308,000円、93.2%
⑧ 屋内運動場 電 気設備工事 (株)アガタ				H27.12.25～H29.2.17 53,784,000円、94.0%
⑨ 屋内運動場 機 械設備工事 (株)エーエス設備工業				H27.12.25～H29.2.17 11,333,520円、90.0%
⑩ 校舎付属棟整備 工事 堀崎・吉川特定建設工 事共同企業体				H28.6.20～H29.2.17 57,996,000円、98.9%
⑪ 屋内運動場付属 棟整備工事 西邦・宮本特定建設工 事共同企業体				H28.6.7～H29.2.17 42,660,000円、98.5%
⑫ 太陽光発電及び 非常用発電設備工事 植田・長谷川特定建設 工事共同企業体				H28.6.7～H29.2.17 36,720,000円、95.3%

- a ②監理業務委託は重点監理¥34,452,000円を設計会社との特命随意契約、一般監理¥13,069,080円を要件付き一般競争入札としている。監理の内容は工種の各種項目別で多岐にわたるため、双方がどれを分担するかを細かく定めているが、偏りのないようになりたい。
- b 工期の設定は、然るべきフローを利用して適正に策定している。

(エ) 工事の概要

- a 敷地概要

敷地面積 約 33,701.17 m²
 用途地域 第1種中高層住居専用地域
 容積率 200%
 建蔽率 60%
 防火地域 指定なし
 その他 法22条区域

b 施設の構造・規模

校舎	鉄筋コンクリート造	2階建	1階	3,304.96m ²
			2階	3,354.01m ²
			PH階	50.05m ²
			合計	6,709.02m ²
自転車置場	鉄筋コンクリート造	平屋建		26.33m ²
外構	犬走り、外部等			

c 主たる仕上げ

外装：屋根	シート防水、太陽光パネル
外壁	コンクリート化粧型枠打放し補修・撥水材吹付け、タイル貼り
開口部	アルミ製・鋼製建具、テラス、トップライト
内装：天井	ロックウール化粧吸音板、有孔石膏ボードEP、有孔合板EP
壁	シナ合板貼りCL、羽目板貼りCL、石膏ボードEP-G
床	フローリング貼り、OAフローア貼り、タイル張り、ビニール床シート貼り

(3) 書類調査による所見

ア 工事着手前における技術調査事項

(ア) 計画及び設計

a 計画及び設計

- (a) 既存の法面・擁壁・樹木等はできるだけ再利用
- (b) 駐車台数を増やして全99台とし、正面玄関には大型バス寄せ付けが可能
- (c) メンテナンス車両・救急車がグラウンドへ運行可能
- (d) 建物平面が幅広の矩形、階高が2階までとした1棟建の単純で均整の取れた偏心率の小さい構造
- (e) 棟の中心に長辺方向に階段を含む大きな吹き抜け、屋根のトップライトからの採光による明るさ、建物長辺の両端を結ぶ2筋の中廊下の見通しの良さ等で、開放感が横溢
- (f) 各種用途の部屋を動線とともに以下の6ゾーンに適切に仕分けて配置して、利便性を高めている。
 ①地域開放ゾーン、②管理部門ゾーン、③学年ゾーン、④文化施設ゾーン、⑤特別教室ゾーン、⑥オープンスペースゾーン
- (g) 中庭の意図は理解するが、それを含むスペースの有効な利用方法が問われるかもしれない。
- (h) 建物の規模・高さから、主体構造を鉄筋コンクリート構造としていることは適切である。
- (i) 約GL-5.0m~-10.0mに存在するN値>50の地層を支持層とするための基礎工法として、スラリー固化材攪拌による深層混合処理工法を適用していることは適切である。
- (j) 1次設計では剛床仮定の立体骨組弾性解析による許容応力度法の計算で断面を定め、偏心率・剛性率・層変形角が所定範囲であることを確認している。
 2次設計では耐震計算ルートはX、Y方向共にルート3とし、1次設計と同一の立体骨組にて弾塑性解析で重要度係数I=1.25として保有水平耐力までを扱い、安全を図っている。

(k) 2階床中央には大きな吹き抜けがあるので、剛床仮定が成立するための検討をして、面内・面外の挙動共に安全であることを確認している。

b 工夫やコスト削減

- (a) 電気設備は高効率型の器具の採用により、エネルギー消費量の低減を図っている。
- (b) 基礎形式の工法比較をして、安全で経済的な深層混合処理工法を採用している。
- (c) 中庭近傍で一部大スパンとなる箇所には柱、梁共に鉄骨鉄筋コンクリート構造を採用している。

c 主たる準用基準類

以下のように、適切である。

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	建築基準法・同施行令等の解説	建築基準法研究会	平成 26 年度
2	公共建築工事標準仕様書	国土交通省大臣官房官営繕部	平成 25 年度
3	建築構造設計指針	文部科学大臣官房文教施設企画部	平成 21 年度
4	2007 年度版建築物の構造関係技術基準解説書	(財)日本建築防災協会	2007 年
5	鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説	(財)日本建築学会	2012 年
6	鋼構造計算基準・同解説	(財)日本建築学会	2012 年

(イ) 単価及び積算

a 適用積算基準

歩掛及び単価は主として以下の基準、指針に準拠し、適切である。

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事積算基準(平成27年版)	一般財団法人建築コスト管理システム研究所	平成27年6月
2	建築工事内訳書標準書式・同解説	建築工事内訳書標準書式検討委員会	平成23年度
3	建築数量積算基準・同解説	建築工事建築数量積算研究会	平成23年度
4	建築施工単価	一般財団法人経済調査	(2015-4)春
5	建築コスト情報	一般財団法人建設物価調査会	(2015-4)春
6	積算資料	一般財団法人経済調査	平成27年4月
7	建設物価	一般財団法人建設物価調査会	平成27年4月

b 上記刊行物に単価が見当たらない場合

適切な3者以上から見積書を採用してその最小値を採用すると共に、流通実勢価格を調査して、必要ならば低減率を乗じている。

c 数量算出

数量算出については、公共建築工事積算基準や建築数量積算基準等の公共基準に準拠している。

また、設計書の照査については、工事担当課内において行っている。公共工事としての積算根拠を明示している。

イ 工事着工後における技術調査事項

(ア) 施工管理

a 施工計画書の管理

作成基準に則して必要事項を項目別に記述している。特に以下の工種別の施工法に関しては、施工順序に従って絵図を交えて分かり易く施工上の留意点を含めて記述している。

杭引抜き工事、土工事、地盤改良工事、コンクリート工事、鉄筋工事、型枠工事、鉄骨工事、鋼製建具工事、シャッター工事、アルミニウム製建具工事

b 工程管理

毎月の出来高報告に基づき、当初の計画工程との差異を明記してその実績から次月予定を定め、打ち合わせにより進行を図っている。

c 産業廃棄物・捨土管理

製品の梱包材料等については、業者の持ち帰りとしているので、校舎建築工事での主たる産廃としては汚泥があり、以下の通り確認した。

No	項目	産業廃棄物			掘削土		
		As 殻	Co 殻	汚泥	流用土	再生処理	自由処分
1	対象物種類						
2	委託契約書(有/無)			有			有
3	処分業許可証(有/無)			有			
4	収集・運搬業許可証(有/無)			有			
5	処分地・運搬経路図(有/無)			有			有
6	マニフェスト管理(有/無)			有			
7	流用土規定(有/無)						

d 主たる使用材料の承諾願・試験・検査済証等

No	使用材料	承諾願(○印)	試験・検査項目
1	地盤改良	○	一軸圧縮強度試験
2	鉄筋	○	ミルシート・超音波探傷試験
3	コンクリート	○	スランプ・空気量・塩化物質・圧縮強度試験
4	鉄骨	○	ミルシート・超音波探傷試験

JIS 規格製品としての規格値をクリアしている性能・強度試験結果及びその仕様が「使用材料承諾願」のカタログに記述されていることの確認を含む

e 主たる工種の段階確認管理

No	工種	構造部位	目視/測定	確認	実施済(○印)
1	地業工事	柱状地盤改良	測定	4 週強度試験・杭芯	○
2	鉄筋工事	躯体	目視・測定	鉄筋径・ピッチ・本数	○
3	鉄骨工事	躯体	目視・測定	位置・サイズ	○
4	コンクリート工事	躯体	測定	4 週強度試験	○

f 主たる工種の出来形管理

No	工種	構造部位	許容値	測定個数の基準	実施済(○印)
1	地業工事	柱状地盤改良	柱芯±50	全数	○

2	鉄筋工事	圧接	公共建築工事標準仕様による	外観→全数	○
3	コンクリート工事	断面寸法	-20～+50	全数	○
4	鉄骨工事	溶接部	公共建築工事標準仕様書による	外観→全数	○

出来形を写真管理とする場合には、以下を留意されたい。

写真管理記録

各施工段階での撮影写真は、施工後に見えなくなる部位を含めて、施工の良否判断根拠となる。必要とされるのは①対象部位の全体状況写真、②詳細部分確認のためのアップ写真であり、以下が求められる。

- (a) 撮影した部位の位置、方角が現物と照合して直ぐ確認できる
- (b) 構造材料寸法の設計値と実測値対比の状況が容易に判読できる
- (c) 位置・部位・測定結果・状況の説明をしている

g 主たる品質管理

建築工事

No	工種	管理対象	許容値	試験・検査個数の基準	実施済(○印)
1	コンクリート工事	躯体	公共建築工事標準仕様書による	1日1回以上、かつ、150㎡ごと	○
2	鉄筋工事	圧接部	公共建築工事標準仕様書による	抜取→1ロットに対して適宜30か所	○
3	鉄骨工事	溶接部	公共建築工事標準仕様書による	抜取→1ロットに対して適宜20か所	○

(イ) 安全管理

現場内における日常の安全管理行事、新規入場者のリスト及び注意事項の教育、月例の業者側第三者による安全パトロールは適正に実施されている。月例の安全協議会も実施され、出席者署名の記録も確認した。

(4) 現場施工状況調査における所見

ア 工事施工状況

現場では先ず、市民の見やすい場所にて、建設工事に関する建設業許可票等の掲示帳票を確認した。

駐車位置は校舎の南西位置と思われるが、現場事務所は校舎の長辺の対角位置である北東位置にありかなりの距離がある。現場事務所、安全管理に関する各種の記録が適切に管理されていることを確認した。

現在、2階の床のコンクリート打設養生中とのことで2階へは上がらず、1階のみを視察した。現状は軽鉄での間仕切り・下地支保材の取付け、下地材・腰壁合板材の取付け、電気配線工事の最中である。

校舎回りが、かなり、ぬかるんでいる。土足で泥を上げるので作業場全体に砂埃が多い。整地のために既設排水溝を一時除去しているからとのことであるが、16カ月も続く工事であり、当初に場所を選んで有孔管を埋める等の仮排水溝対策も必要であった。

打設コンクリートは全体的にジャンカも少なく、肌はきれいで、適切に施工されている。

イ 安全管理状況

写真、日報、その他の資料より、安全衛生管理及び組織図の内容は適切である。安全訓練等については、月に1度の安全会議記録の討議内容、出席者の署名等、パトロール記録や新規入場者教育用資料等の整備もされている。

建設業許可票、労災保険成立票、施工体制・体系図、緊急連絡体制図、建設業退職金

共済制度適用事業主現場標識等の標識は掲示されている。

現場は適正に管理されており、無事故無災害で推移しているため、安全管理状況はよいと判断する。

- (5) その他の所見
特になし。